

【正誤表】前払式支払手段の発行のしおり

ページ	訂正個所	正	誤
22	IV-1-(1) 囲み中	<ul style="list-style-type: none"> ・法第13条<u>第1項</u> ・(第1<u>号</u>) ・(第2<u>号</u>) ・(第3<u>号</u>) ・(第4<u>号</u>) ・法第13条<u>第1項第5号</u> ・(第2<u>号</u>) ・(第3<u>号</u>) ・(第4<u>号</u>) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法第13条 ・(第1<u>項</u>) ・(第2<u>項</u>) ・(第3<u>項</u>) ・(第4<u>項</u>) ・法第13条<u>第5項</u> ・(第2<u>項</u>) ・(第3<u>項</u>) ・(第4<u>項</u>)
23	IV-1-(2) 囲み中「表示 又は情報提供 義務」 表示義務 前払式支払手 段への表示	<ul style="list-style-type: none"> ・(法第13条第1項<u>各号</u>及び内閣府令第21条<u>各項</u>) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(法第13条第1項及び内閣府令第21条<u>1項から3項</u>)
128	第3条第1項 第2号	<p><u>二 証票等に記載され、又は電磁的 方法により記録される物品又は 役務の数量に応ずる対価を得て 発行される証票等又は番号、記号 その他の符号（電磁的方法により 証票等に記録される物品又は役 務の数量に応ずる対価を得て当 該数量の記録の加算が行われる ものを含む。）であって、発行者 等に対して、提示、交付、通知そ の他の方法により、当該物品の給 付又は当該役務の提供を請求す ることができるもの</u></p>	(挿入)
160	左欄22行目 (八号中)	<p><u>きる書類</u> <u>九 認定資金決済事業者協会に加 入し、又</u></p>	<p><u>きる書類九認定資金決済事業者協 会に加入し、又</u></p>
164	右欄37行目 (二号中)	<p><u>額に達するまでの額に係る發 行保証金保全契約</u> <u>2 前払式支払手段発行者は、</u></p>	<p><u>額に達するまでの額に係る發行 保証金保全契約2前払式支払手 段発行者は、</u></p>